

「一関市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要」

1 対象とする疾患（新型インフルエンザ等）（市計画 P. 2）

- ① 新しく発生した「新型インフルエンザ」
 - ・ 新型インフルエンザは、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザで、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得しないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの
- ② かつて世界的規模で大流行したインフルエンザで、その後流行することなく長期間経過していたものが再流行する「再興型インフルエンザ」
- ③ 新感染症のうち、全国的に急速なまん延のおそれがあるもの

2 新型インフルエンザ等対策特別措置法について

- 新型インフルエンザや、感染力が強く新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きい未知の感染症への対策は、国家の危機管理として対応していくため、平成 25 年4月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)」が施行されました。
- 特措法では、国、都道府県、市町村等が実施する新型インフルエンザ等発生時や緊急事態宣言時の措置について定めるとともに、新型インフルエンザ等の発生に備え、国、都道府県、市町村に対し、それぞれの対策の実施に係る行動計画を策定するよう義務付けています。

特措法に基づく新型インフルエンザ発生時の流れ

新型インフルエンザ発生

第1段階 海外で発生(病原性が不明な段階)

<国>
政府対策本部の設置

<県>
県対策本部の設置

<市>
市対策本部の設置(任意)

国の基本的対処方針に基づく水際対策(検疫)の実施等

第2段階 病原性も明らかになってくる。国内に侵入

病原性が高いおそれがある場合

- 国** 緊急事態宣言
- 県** 緊急事態措置(外出自粛要請、施設の使用制限要請等)の実施
- 市** 市対策本部を設置し、国、県との連携協力の下、区域における総合的な対策を推進

左記以外の場合

緊急事態措置以外の措置を実施(本部の継続)

3 一関市新型インフルエンザ等対策行動計画とは（市計画 P. 1）

- 策定する市行動計画は、特措法に基づく市町村行動計画として、政府行動計画、県行動計画を踏まえ策定するものです。
- 本行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すものです。

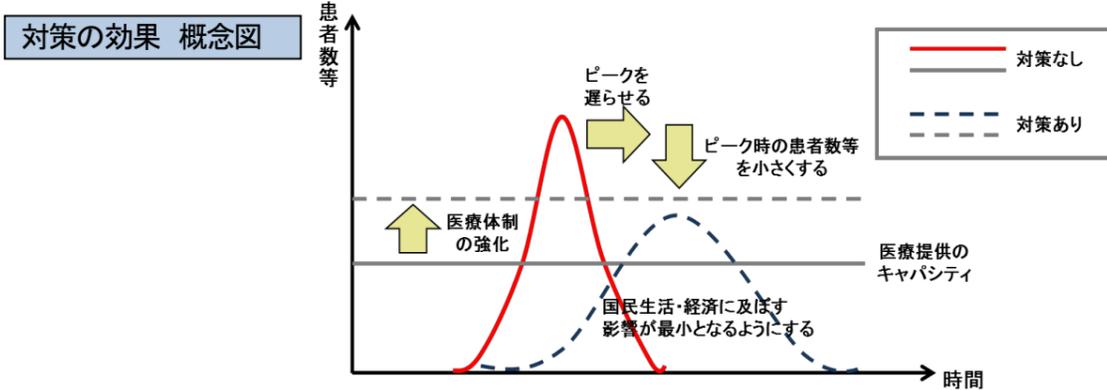
4 対策の目的と戦略（市計画 P. 3~P. 4）

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 適切な医療の提供により、重症者数及び死亡者数を減らす。

2. 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- 地域での対策等により、欠勤者の数を減らす。
- 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



5 対策実施上の留意点（市計画 P. 7~P. 8）

- ・ 基本的人権の尊重
- ・ 危機管理としての特措法の性格
- ・ 関係機関相互の連携・協力の確保
- ・ 記録の作成・保存

6 被害想定（市計画 P. 8~P. 10）

- ・ 全人口の 25%が罹患すると想定した場合。(本市人口は、平成 25 年 12 月 31 日現在(125,950 人)で試算)

区分		全国	岩手県	一関市
受診患者数		約2,500万人	約254千人	約24,740人
入院患者数	病原性が中等度	約53万人	約5.4千人	約520人
	病原性が重度	約200万人	約20千人	約1,980人
死亡者数	病原性が中等度	約17万人	約1.7千人	約170人
	病原性が重度	約64万人	約6.5千人	約630人
1日あたりの最大入院患者数	病原性が中等度	約10.1万人	約1,030人	約100人
	病原性が重度	約39.9万人	約4,060人	約400人

※ ウイルスの病原性や感染力等の病原体側の要因や、人の免疫の状態等の宿主側の要因、医療環境や社会環境など複合的な要因に左右される。

7 市行動計画のポイント

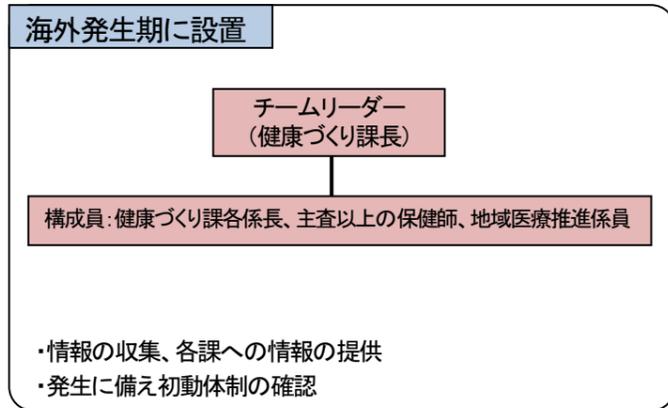
(市計画 P. 12~P. 23)

- ・ 特措法に基づく行動計画。
- ・ 特措法で新たに盛り込まれた各種の対応等を記載。

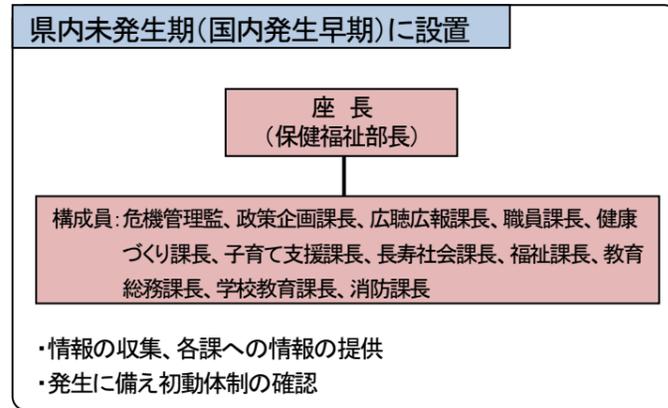
項目	特色
1 実施体制	●市長を本部長とした対策本部の設置 ※政府が緊急事態宣言を発出した時は法定による設置
2 発生状況の監視(サーベイランス)・情報収集	●県が実施する体制構築等への協力
3 情報提供・共有	●インフルエンザ相談窓口の設置
4 予防・まん延防止	●県が実施する以下の感染拡大防止策への協力 ・不要不急の外出の自粛要請 ・施設の使用制限の要請 等
5 予防接種	●登録事業者及び新型インフルエンザ等対策に携わる公務員に対する特定接種の実施 ●市民への予防接種の実施
6 医療	●県が臨時の医療施設を開設するにあたっての協力 ●保健所が行う患者の搬送体制の整備への協力
7 市民生活及び市民経済の安定の確保	●物資、資材の備蓄 ●要援護者への生活支援 ●埋葬・火葬の特例

実施体制 (市計画 P. 12~P. 15)

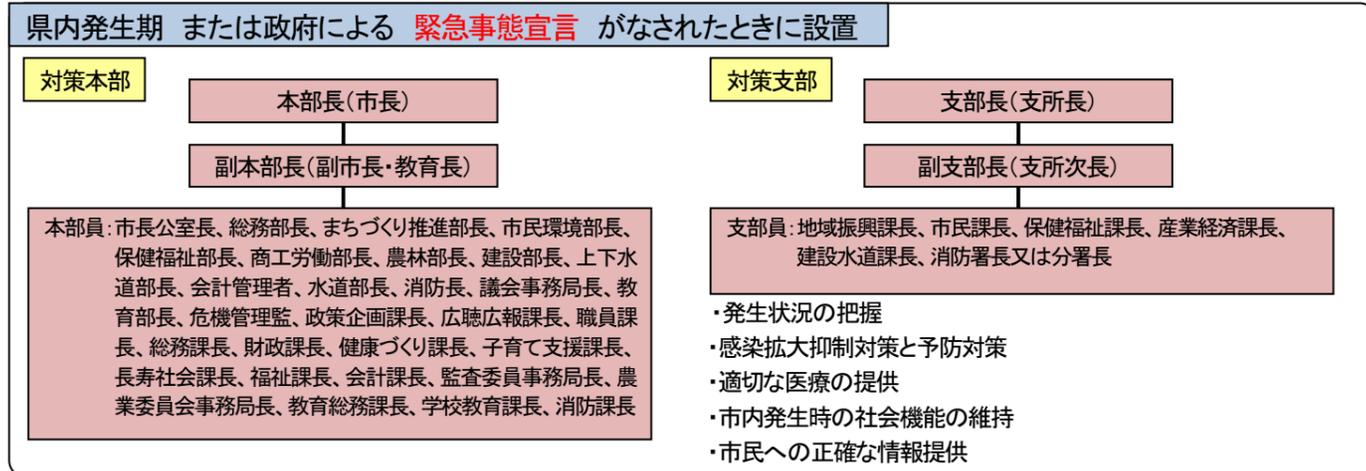
①一関市新型インフルエンザ等対策検討チーム



②一関市新型インフルエンザ等対策連絡会議



③一関市新型インフルエンザ等対策本部



	未発生期	海外発生期	県内未発生期 (国内発生早期)	県内発生早期	県内感染期	小康期
対策の目的	・発生に備えて体制の整備	・国内侵入の遅延 ・県内発生時の遅延 ・早期発見 ・市内体制の整備	・県内侵入の遅延 ・県内発生時の遅延 ・早期発見 ・市内体制の整備	・県内感染拡大抑制 ・適切な医療の提供 ・感染拡大に備えた体制の整備	・医療体制の維持 ・健康被害を最小限に抑制 ・市民生活、経済の影響を最小限に抑制	・市民生活、経済の回復 ・流行の第二波への備え
実施体制	・市行動計画等の策定 ・体制の整備 ・国、県との連携	国、県、市町村、指定(地方)公共機関等への体制強化		・体制の強化(市対策本部設置) ・基本的対処方針を踏まえ、市対策本部で協議・実施 ・基本的対処方針の周知 ★緊急事態宣言時: 市対策本部の設置	・基本的対処方針変更に関して県対策本部で協議	・緊急事態宣言解除 ・対策評価見直し ・市対策本部の廃止
発生状況の監視(サーベイランス)・情報収集	・情報収集 ・通常のサーベイランス ・体制整備 等	発生段階に応じたサーベイランスの実施			・学校等通常サーベイランスに戻す ・全数把握中止	・通常のサーベイランスを継続 ・学校等集団発生把握の強化
情報提供・共有	・継続的な情報提供 ・体制整備 等	一元的な情報発信、市民へのわかりやすい情報提供			・多様な媒体による市民への情報提供 ・個人レベルでの感染予防の呼びかけ ・相談窓口の充実・強化	・多様な媒体による市民への情報提供 ・相談窓口の継続 ・情報提供の在り方を評価見直し ・相談窓口の縮小
まん延防止	・個人対策の普及 ・地域対策・職場対策の周知 等	・市民への情報提供 ・水際対策の強化	県との連携 ・市民、事業所、福祉施設等への感染症対策の勧奨 ・水際対策の強化	・市民、事業所、病院、福祉施設等への感染症対策の徹底要請 ★不要不急の外出の自粛要請 ★学校等の施設の使用制限	・市民、事業所、病院、福祉施設等への感染症対策の徹底継続 ★不要不急の外出の自粛要請 ★学校等の施設の使用制限	・市民への情報提供
予防接種	・ワクチン等の情報収集 ・予防接種体制の構築 等	・ワクチン等の情報収集 ・予防接種体制の構築 ・予防接種(特定接種)の実施 ・情報提供 等	・予防接種体制の構築 ・予防接種(特定接種)の実施 ・国の指示を受け、予防接種(住民接種)の実施 ・情報提供 等	・予防接種体制の構築 ・予防接種(特定接種)の実施 ・情報提供 等 ★予防接種(住民接種)の実施	・予防接種(住民接種)の継続 ★予防接種(住民接種)の実施	・第二波に備え新臨時接種 ・予防接種(住民接種)の継続 ★予防接種(住民接種)の実施
医療	県との連携、協力 ・地域医療体制の整備 ・研修・訓練 ・医療資器材の整備 等	県との連携、協力 ・帰国者・接触者外来の整備を感染症指定医療機関等に要請 ・帰国者・接触者相談センターの設置 等	県との連携、協力 ・帰国者・接触者外来の整備を感染症指定医療機関等に要請 ・帰国者・接触者相談センターの設置 等	県との連携、協力 ・帰国者・接触者外来の継続→一般医療機関体制移行 ・感染症指定医療機関等への移送・入院措置	国、県との連携 ・在宅療養患者への支援、自宅に死亡した患者の対応 ・一般医療機関診療要請	・通常の医療体制 ・抗インフル薬の備蓄
市民生活及び市民経済の安定の確保	・要援護者への生活支援体制整備 ・火葬能力等の把握 ・物資、資材の備蓄 等	県との連携、協力 ・職場における感染症対策の準備要請 ・遺体の火葬、安置等施設の確保準備	県との連携、協力 ・職場における感染症対策の準備要請 ・消費者としての適切な行動の呼びかけ ・遺体の火葬、安置等施設の確保準備	県との連携、協力 ・消費者としての適切な行動、事業者への買占め、売惜しみ禁止の要請 ★指定地方公共機関は必要な措置を開始 ★緊急物資の輸送 ★生活関連物資の価格の安定要請 等	県との連携、協力 ・職場における感染症対策の開始要請 ・事業者、消費者への適正行動呼びかけ ★指定地方公共機関は必要な措置の継続 ★緊急物資の輸送 ★生活関連物資の価格の安定要請 ★要支援者への生活支援 等	県との連携、協力 ・消費者としての適切な行動、事業者への買占め、売惜しみ禁止の要請 ★業務の再開周知

★新型インフルエンザ等緊急事態宣言時に実施する措置